



平成26年度
高齡社会対策

平成26年度 高齢社会対策

第1 平成26年度の高齢社会対策	2
1 高齢社会対策関係予算	2
第2 分野別の高齢社会対策	3
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	3
(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進	3
ア 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組	3
イ 多様な形態による雇用・就業機会の確保	3
ウ 高齢者等の再就職の援助・促進	4
エ 起業の支援	4
オ 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保	4
(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮	5
ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発	5
イ ゆとりある職業生活の実現等	5
ウ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進	5
(ア) 改正育児・介護休業法の円滑な施行	5
(イ) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備	5
エ 多様な勤務形態の環境整備	5
(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備	5
(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及	6
(3) 公的年金制度の安定的運営	6
ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立	6
イ 低年金・無年金問題への対応	6
ウ 働き方やライフコースの選択に中立的な年金制度の構築	6
エ 年金記録問題への対応・業務運営の効率化	7
(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援	7
ア 企業年金制度等の整備	7
イ 退職金制度の改善	7
ウ 高齢期に備える資産形成等の促進	8
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	8
(1) 健康づくりの総合的推進	8
ア 生涯にわたる健康づくりの推進	8
イ 健康づくり施設の整備等	8
ウ 介護予防の推進	9

(2) 介護保険制度の着実な実施	9
(3) 介護サービスの充実	9
ア 必要な介護サービスの確保	9
イ 介護サービスの質の向上	10
ウ 認知症高齢者支援施策の推進	10
(4) 高齢者医療制度等について	11
ア 高齢者医療制度について	11
イ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供	11
(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	11
ア 地域の支え合いによる生活支援の推進	11
イ 地域福祉計画の策定の支援	11
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	12
(1) 社会参加活動の促進	12
ア 高齢者の社会参加活動の促進	12
(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	12
(イ) 高齢者の海外支援活動の推進	12
(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実	12
(エ) 高齢者の社会参加活動に資するICT利活用の推進	13
イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備	13
(2) 学習活動の促進	13
ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備	13
(ア) 生涯学習の基盤の整備	14
(イ) 学習成果の適切な評価の促進	14
イ 学校における多様な学習機会の提供	14
(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保	14
(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供	14
(ウ) 学校機能・施設の地域への開放	14
ウ 社会における多様な学習機会の提供	15
(ア) 社会教育の振興	15
(イ) 文化活動の振興	15
(ウ) スポーツ活動の振興	15
(エ) 自然とのふれあい	15
(オ) 消費者教育の取組の促進	15
エ 勤労者の学習活動の支援	15
4 生活環境等分野に係る基本的施策	15
(1) 豊かで安定した住生活の確保	15
ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進	15

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進	15
(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応	16
(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成	16
イ 循環型の住宅市場の実現	16
(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備	16
(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援	16
ウ 高齢者の居住の安定確保	16
(ア) 良質な高齢者向け住まいの供給	16
(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進	16
(ウ) 公共賃貸住宅	17
(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化	17
(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援	17
(カ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給	17
(キ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化	17
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	17
ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進	17
イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備	18
ウ 建築物・公共施設等の改善	19
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	19
ア 交通安全の確保	19
イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護	19
(ア) 犯罪からの保護	19
(イ) 人権侵害からの保護	20
(ウ) 悪徳商法からの保護	20
ウ 防災施策の推進	21
エ 東日本大震災への対応	22
(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成	22
ア 快適な都市環境の形成	22
イ 活力ある農山漁村の形成	22
5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	23
(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化	23
ア 医療・介護・健康関連産業の強化	23
イ 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化	23
ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現	23
(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備	24
ア 医療関連分野におけるイノベーションの推進	24
イ 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等	24

ウ	高齢者の自立・支援等のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する 研究開発	25
エ	情報通信の活用等に関する研究開発	25
オ	高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究	25
(ア)	政策研究調査	25
(イ)	高齢社会対策総合調査・研究等	25
(ウ)	中高年齢層の歩行中死亡事故抑止のための段階的教育手法に係る調査研究	26
(エ)	高齢者講習の在り方に関する調査研究	26
(オ)	視野と安全運転の関係に関する調査研究	26
6	全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	26
(1)	全員参加型社会の推進	26
ア	若年者雇用対策の推進	26
(ア)	大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進	26
(イ)	フリーター等の正規雇用化の推進	26
イ	雇用・就業における女性の能力発揮	27
ウ	非正規雇用労働者対策の推進	27
エ	子育て支援施策の総合的推進	28
	高齢社会対策関係予算分野別総括表	30

第1 平成26年度の高齢社会対策

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・年金等分野、健康・介護・医療等分野、社会参加・学習等分野、生活環境等分野、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究の推進、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における平成26年度の高齢社

会対策の関係予算は、19兆6,606億円であり、各分野別では、就業・年金等分野11兆2,228億円、健康・介護・医療等分野8兆3,625億円、社会参加・学習等分野85億円、生活環境等分野23億円、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究の推進375億円、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築270億円となっている。

第2 分野別の高齢社会対策

1 就業・年金等分野に係る基本的施策

(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進

ア 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

「雇用対策法」（昭和41年法律第132号）第10条に基づき、労働者の一人ひとりにより均等な働く機会が与えられるよう、引き続き、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行う。

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会（以下「生涯現役社会」という。）の実現に向けた取組として、地域の中核的企業をモデル企業に選定し、当該企業における取組を通じ、生涯現役社会実現に向けた地域の機運醸成を図るほか、高齢者に対して高齢期の職業生活設計に係るセミナーを開催する等、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を図る生涯現役社会実現事業を実施する。

また、企業における高齢者の活用を促進するため、高齢者の職域の拡大、作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等を行う事業主を支援するとともに、定年を控えた高齢者等で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主を支援し、高齢者の雇用の維持を図る。

日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）の融資制度（地域活性化・雇用促進資金）において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、高齢者（60歳以上）等の雇用等を行う事業者に対しては当該制度の利用に

必要な雇用創出効果の要件を緩和（2名以上の雇用創出から1名以上の雇用創出に緩和）する措置を継続する。

また、高齢者の活用に積極的な企業を表彰することで、そのような企業のすそ野を広げるため、高齢者を始めとした多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を選定し、「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰する。

イ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢者の多様な就業ニーズに対応し、定年退職後等において、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業について、地方公共団体が地域のニーズがあると認めた分野において、シルバー人材センターが立ち上げる「地域ニーズ対応事業」を支援するほか、各シルバー人材センターにおける就業機会の拡大・会員拡大などの取組を支援することにより、各シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるよう多様な就業機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図る。

また、平成25年度補正予算において「地域人づくり事業」として基金（緊急雇用創出事業臨時特例交付金）を活用し、地方自治体において、関係機関が相互に連携し高齢者の就労支援事業を展開する。これにより、高齢者の就業・社会参加の充実を図るモデル的な取組を推進する。

ウ 高齢者等の再就職の援助・促進

「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高齢離職予定者の希望に応じて、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務付けられており、交付を希望する高齢離職予定者に求職活動支援書を交付しない事業主に対しては公共職業安定所が必要に応じて指導・助言を行う。求職活動支援書の作成に当たって、中高年齢者の有する豊富な職業キャリアの記載ができる「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を求職活動支援書としても活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促す。

主要な公共職業安定所において、高齢求職者を対象に職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な者に対する就労支援チームによる支援を行う。

あわせて、地域の事業主団体等と公共職業安定機関の参画の下、高齢者の居住する身近な地域において雇用を前提とした技能講習、面接会、フォローアップ等を一体的に行うシニアワークプログラム事業を実施する。

また、常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により一定期間試行雇用する事業主に対する助成措置（トライアル雇用奨励金）や、高齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置（特定求職者雇用開発助成金）を実施する。

さらに、再就職が困難である高齢者の円滑な労働移動を強化するため、平成25年度補正

予算において抜本的に拡充した労働移動支援助成金により、離職を余儀なくされる高齢者等の再就職を民間の職業紹介事業者に委託した事業主や、高齢者等を受け入れて訓練（OJTを含む）を行った事業主に対して、助成措置を行い、能力開発支援を含めた労働移動の一層の促進を図る。

エ 起業の支援

日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）により開業・創業の支援を行う。

オ 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）は事業主に対して、65歳までの雇用を確保するために継続雇用制度の導入等の措置（以下「高齢者雇用確保措置」という。）を講じるよう義務付けており、高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施するとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザーによる技術的事項についての相談・援助を行う。

公務部門における高齢者雇用において、行政機関における国家公務員については、現行の国家公務員法に基づく再任用制度の適切な運用を図るとともに、特に雇用と年金の接続を図る観点から、平成25年3月の閣議決定（「国家公務員の雇用と年金の接続について」）に基づき、再任用制度の適切な運用を図る。地方公務員については、同閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう各地方公共団体に対して必要な助言等を行い、雇用と年

金の確実な接続を図る。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

職業生涯の長期化や働き方の多様化等が進む中、労働者が職業生活の全期間を通じてその能力を発揮できるようにするために、労働者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、ひいては人材の育成・確保や労働生産性の向上につなげる。

このため、職業訓練の実施や能力本位の労働市場の形成を支援するのみならず、個々人にあった職業生涯を通じたキャリア形成支援を推進する。

イ ゆとりある職業生活の実現等

仕事と生活の調和の実現のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を中心として、労働者の働き方・休み方の見直しを進めており、年次有給休暇の取得促進などのための効果的な情報発信や、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した対応など、労使の自主的な取組の支援を行う。

ウ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

(ア) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

平成24年7月に全面施行された改正育児・介護休業法について、引き続き制度の内容を周知するとともに、企業において改正内容が定着し、法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

(イ) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備を推進するため、両立支援等助成金の支給や、両立支援に関する情報を一元化した「両立支援総合サイト（両立支援のひろば）」の運用を行う。

また、中高年を中心として、家族の介護のために離・転職する労働者が増加していることから、企業向けに構築した仕事と介護の両立支援対応モデルを活用し、人事労務担当者等を対象とした研修の実施や、大企業及び中小企業各々における具体的課題を抽出するための実証実験、実験結果を基にした企業向け事例集の作成・周知を行うことで、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進する。

さらに、仕事と育児・介護等の両立支援のための取組を積極的に行っており、かつその成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組を広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進する。

エ 多様な勤務形態の環境整備

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）に基づく是正指導や、専門家による正社員との均等・均衡待遇や正社員への転換に関する相談・援助、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援等により、正社員との均等・均衡待遇確保のための取組を推進する。また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や納得性を高めるための措置等の更なる充実を内容とする短時間労働者

の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第27号。以下「改正パート法」という。）が、平成26年4月に成立した。今後は、その内容の周知徹底を図るなど、円滑な施行に取り組む。

さらに、パートタイム労働者の雇用管理改善に積極的に取り組む企業の表彰制度の創設等、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の取組推進に向けた機運醸成を図り、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等に取り組む。

また、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、制度導入支援マニュアルの配布のほか、制度を導入した事業主に対する助成金等の活用、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営、人事労務担当者を対象にしたセミナーの実施等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等を行い、周知・啓発に努める。

（イ）情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、テレワークが高齢者等の遠隔型勤務形態に資するものとして、一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を関係省庁が連携して推進する。

これに基づき、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、テレワーク展開拠点施設の需要や必要な機能等を把握することにより、テレワークの普及・推進施策の

検討等を行う。

また、テレワークの本格的普及に向けて、仕事と子育て・介護等の両立など柔軟な働き方が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証を実施するとともに、テレワーク導入企業に対する労務管理や情報通信技術に関する専門家の派遣、相談への対応、事業主や労働者等を対象としたセミナーの開催やテレワーク導入経費等に係る支援等を行う。

（3）公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成26年度以降の基礎年金国庫負担割合については、消費税増税による税収によって、2分の1を恒久化する。また、24年に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）に基づき、年金財政の改善と世代間の公平を図る観点から、特例水準の解消を進めており、26年4月には、特例水準を1%解消する。

また、社会保障制度改革プログラム法等で、長期的に持続可能な制度とし、社会経済情勢の変化に対応したセーフティネット機能を強化し、世代間及び世代内の公平性を確保する観点から示された今後の課題について、検討を進めていく。

イ 低年金・無年金問題への対応

平成24年度に成立した年金関連4法による年金の受給資格期間の短縮や、年金生活者支援給付金の支給等については、27年度からの円滑な施行に向け、必要な準備や周知に取り組む。

ウ 働き方やライフコースの選択に中立的な年金制度の構築

年金関連4法による産休期間中の社会保険料

免除等の円滑な施行に取り組むとともに、短時間労働者への社会保険の適用拡大の28年度からの円滑な施行に向け、必要な準備や周知に取り組む。

エ 年金記録問題への対応・業務運営の効率化

日本年金機構については、厚生労働大臣が定めた中期目標に基づき、日本年金機構により作成された平成26年度計画を認可し、その着実な実施を求めることにより、公的年金制度の適切な運営の確保に努める。

具体的には、年金記録問題への対応については、①ねんきん定期便等による「加入期間などに誤りがあると思われる方は年金事務所で相談してほしい」旨の働きかけや、②持ち主が明らかでない年金記録をインターネット上で検索できる「ねんきんネット」の充実や利用者の拡大、③広報による働きかけなどにより、本人に心当たりの記憶を申し出るよう協力を求める取組を進める。

また、国民年金の適用事務については、住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施するとともに、収納事務については、平成26年度の現年度納付率について21年度の納付実績を上回る水準を確保することを目標に、国民年金保険料収納事業受託事業者との協力・連携により効率化を図るとともに、強制徴収業務を更に強化する。

厚生年金保険等の適用事務については、法務省の保有する法人登記簿情報を活用して適用調査対象事業所の効率的な把握を行い、引き続き加入勧奨・加入指導に努めるとともに、厚生年金保険等の徴収事務については、長期・高額滞納があり、国税庁への委任要件に該当する悪

質な滞納事務所に対しては、国税庁に委任する仕組みを適切に活用することで、効率的に取り組む。

給付事務については、年金給付の請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者の方々に届くまでの所要日数を「サービススタンダード」として設定し、迅速な支給決定に取り組むとともに、その達成状況を適切に把握していく。

この他、お客様と直接接する年金事務所等第一線の職員からの要望等に基づく業務運営の効率化や年金相談の充実、お客様サービスの向上、業務の公正性・透明性の確保などの取組を進める。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

平成25年6月に公布された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）について、関係者と協力しつつ、着実な実施に努める。

また、企業年金等の普及・促進を図るため、同年9月に社会保障審議会に設置した企業年金部会において、確定給付企業年金・確定拠出年金等の制度改正に向けた議論を行う。

また、平成26年度税制改正大綱に基づき、企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ等の措置を講じる。

イ 退職金制度の改善

中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進するとともに、中小企業以外の企業も含め、退職金制度に関して必要な情報提供

等の支援を行う。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な財産形成を促進する。

また、認知症高齢者等の財産管理の支援等に資する成年後見制度について周知する。

2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

平成25年4月に策定した健康日本21（第二次）に基づき、地方公共団体、関係団体、企業などと連携し、健康づくりの取組の普及啓発を推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」を引き続き実施していく。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が健康増進法に基づき実施している健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業の一層の推進を図る。

また、高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要であり、特定健診等の生活習慣病対策など中長期的な各般の取組を引き続き進めていく。

健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「高齢者の体力づくり支援事業」として、生活基盤の比重が仕事中心から地域社会へ大きく移行する年齢層が、それぞれの適性や健康状態に応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発を行うとともに、高齢者

の体力づくりに係るシンポジウムを開催する。

「第2次食育推進基本計画」に基づき、家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開、生産者と消費者の交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施する。

高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、引き続きリハビリテーション専門スタッフを配置する。

イ 健康づくり施設の整備等

一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定し、健康を増進するための取組を引き続き進める。

また、散歩や散策による健康づくりにも資する取組として、地方公共団体等のまちづくりと一体となった「かわまちづくり」の推進を図る。

そのほかに、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した「レクリエーションの森」において、利用者ニーズに対応した施設整備等を行い、レクリエーションの場の提供を図る。

国立公園においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてバリアフリー化を推進するなど、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場の整備を実施する。

都市公園においては、健康づくりの様々な活動が広く行われるよう高齢者等にも配慮した整備を推進する。

ウ 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村における地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。具体的には、平成26年度から、高齢者が日常生活の中で気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とのつながりを通して活動が広がるような地域づくりを推進するため、都道府県と連携しながら市町村に対して実践を通じた技術的支援を行うとともに、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有（「見える化」）のためのシステムの構築等を行う。

(2) 介護保険制度の着実な実施

平成24年度介護報酬改定において、プラス改定や「介護職員処遇改善加算」の創設などを行ったが、引き続き、これらの取組を着実に実施し、介護従事者の処遇改善を図る。

また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等が増えていく中、高齢者が地域での生活を継続していくためには、多様な生活支援や社会参加の場の提供が求められている。

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策として市町村が実施する地域支援事業を引き続き推進するとともに、平成26年度においては、各市町村が効果的かつ計画的に生活支援・介護予防サービスの基盤整備を行うことができるよう、生活支援サービスコーディネーターを配置し、その取組を推進していく。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、平成26年度においても訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をあわせ持つ「複合型サービス」等の地域密着型サービスの充実、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備、特定施設入居者生活介護事業所（有料老人ホーム等）を適切に運用するための支援を進める。

また、地域で暮らす高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、全国の自治体に「地域ケア会議」の普及・定着を図る。

「地域ケア会議」は、地域における高齢者支援の中核機関である地域包括支援センターにおいて、医療、介護の専門家など多職種が協働して個別事例の支援方針を検討し、この取組を積み重ねることにより地域の共通課題を抽出していく。市町村では、地域包括支援センターから提供された地域課題等に基づき、課題の解決や地域包括ケアの基盤整備に向けた資源開発・政策形成等を行う。国においては、「地域ケア会議」の運営に係る技術的な支援、実務者の養成、円滑な実施に向けた体制づくり等自治体の取組を支援する。

あわせて、介護人材の確保のため、介護労働者の雇用管理改善や人材の参入促進に取り組む。具体的には、介護労働者の雇用管理改善について、従前から実施してきた介護福祉機器・雇用管理制度を導入する事業主への助成措置

や、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習を引き続き実施する。平成26年度は、こうした取組に加え、離職率が高い事業所を始めとする介護職場の雇用管理の改善を支援するため、雇用管理方法の好事例等を盛り込んだマニュアルを作成し、事業主への支援を実施する。人材の参入促進を図る観点からは、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための離職者訓練の充実を引き続き図るとともに、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施することに加え、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を実施していく。さらに、各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいて、当該センターに配置された専門員が求人事務所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着促進、職業相談、職業紹介等を推進する。

また、介護の業務に従事する際に、在宅・施設を問わず必要となる基本的な知識・技術を修得する介護職員初任者研修を引き続き各都道府県において実施する。

平成25年度に引き続き、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、「介護の日」に合わせ、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。なお、研修水準の平準

化を図るため、実務研修及び現任者に対する研修の指導者用のガイドラインを引き続き周知する。また、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する助言・支援や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図っていく。

また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、特別養護老人ホームにおけるプライバシーの保護に配慮するとともに、介護従事者等による高齢者虐待の防止に向けた取組を推進していく。

平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施できることとなった。26年度においては、引き続き各都道府県と連携の下、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図っていく。

ウ 認知症高齢者支援施策の推進

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、引き続き「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備する。

具体的には、①標準的な認知症ケアパスの作成・普及、②早期診断・早期対応、③地域での生活を支える医療サービスの構築、④地域での生活を支える介護サービスの構築、⑤地域での日常生活・家族支援の強化、⑥若年性認知症施策の強化、⑦医療・介護サービスを担う人材の育成の7つの視点に立って施策を推進し、認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域のよい環境で生活できるような体制をつくる。

(4) 高齢者医療制度等について

ア 高齢者医療制度について

社会保障制度改革プログラム法に基づき、後期高齢者支援金の全面総報酬割等について検討し、平成27年の法案提出を目指す。また、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。

暫定的に1割負担となっている70歳から74歳の患者負担については、平成26年4月に新たに70歳になる者（69歳までは3割であった者）から段階的に法律上の2割とし、同年3月末までに既に70歳に達している者は75歳になるまで特例措置（1割）を継続する。その際、低所得者を含め、高額療養費の自己負担限度額を据え置く。

後期高齢者医療等の保険料軽減については、対象を拡大し、低所得者の負担を軽減する。なお、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置については、平成26年度は継続するとともに、段階的な見直しを前提に検討に着手する。

イ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

国民が可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、医療・介護が連携して必要な支援を提供する必要がある。

平成25年度からの医療計画に新たに「在宅医療について達成すべき目標、医療連携体制」等を明記すべきとされたことを踏まえて、各都道府県における在宅医療への取組は広がっており、26年度においては、都道府県や市町村に対して在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業を支援していくとともに、市町村が主体となって地区医師会等と協働した取組が進

むよう、在宅医療と介護の連携に関して更なる支援等を検討していく。

(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、地域福祉の推進に必要となる基盤的な事業（抜け漏れのない実態把握、生活課題検討・調整、抜け漏れのない支援、地域支援活性化、住民参加型まちづくり普及啓発、自主財源確保）を「基本事業」として位置づけ、さらに分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を「選択事業」として行う「安心生活基盤構築事業」を実施する。また、地域の支え合いを促進するため、地域福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う自治体等への支援を行う。

さらに、「寄り添い型相談支援事業」として、24時間365日ワンストップで電話相談を受け、必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業を実施する。

近年、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる消費者が増加しており、食料品アクセス問題として社会的問題になっていることから、地域の関係者が市町村等と連携して設置・運営する企画検討会が当該地域における食料品アクセス環境の改善に向けた方策を策定する取組を支援する。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地

域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を引き続き行う。

3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策

(1) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人ひとりが積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を平成26年10月に栃木県で開催する。

また、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催する。

さらに、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、学習・体験・交流活動等を提供する「放課後子供教室」、家庭教育に関する学習機会の提供等を行う「家庭教育支援」、土曜日の教育環境の一層の充実などを一体的・総合的に推進することなどにより、高齢者を含む幅広い世代の地域住民の参画による地域全体

で子供を育む環境づくりを支援する。

また、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施する。

加えて、高齢者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、地方自治体、NPO等の幅広い関係者の協力の下、地域の受入拠点づくりを進めるほか、旅行商品の開発を促進するための取組を実施し、ユニバーサルツーリズムの促進を図る。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の社会や経済の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年齢者が、海外技術協力の一環として、途上国の現場で活躍できるよう、シニア海外ボランティア事業を独立行政法人国際協力機構を通じ引き続き推進する。また、団塊の世代の人々の知見を同事業に活用すべく情報提供、派遣形態・期間の多様化など参加しやすい環境を整備する。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

平成24年10月に見直しを行った行政指針の普及目標（29年度までに、字幕放送については対象の放送番組のすべてに字幕付与、解説放送については対象の放送番組の10%に解説付与、大規模災害等緊急時放送については、できる限りすべてに字幕付与する等）の達成に向けて、引き続き、放送局の自主的な取組を促すとともに、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成を行うこと等により、字幕放送、解説放送

等の拡充を図っていく。この一環として26年1月から開催している「スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会」において、字幕付きCMの普及に向けた具体的方策等について引き続き検討を行う。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、東京及び地方都市において「高齢社会フォーラム」を開催する。同フォーラムを通じて、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を紹介する。

(エ) 高齢者の社会参加活動に資するICT利活用の推進

すべての世代がイノベーションの恩恵を受け、いきいきと活動できる超高齢社会である「スマートプラチナ社会」の実現を早期かつ着実に図るべく、平成25年12月から開催している「スマートプラチナ社会推進会議」において、「スマートプラチナ社会」実現のための「成功モデルの展開方策」、「ICTイノベーション創出」、「新産業創出とグローバル展開方策」についてより具体的に検討を進めていく。また、医療・介護・健康分野のデータを共有・活用するための医療情報連携基盤の全国展開、健康寿命の延伸を実現するICT健康モデル（予防）の確立、ICTリテラシーの向上により高齢者がコミュニティで活動できる社会環境の実現に向けた取組等を推進する。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

東日本大震災復興のため、被災地3県（岩手県、宮城県、福島県）の仮設住宅等の居住者に関する社会的課題をビジネスの手法で解決し、早期の復興・発展に資する自立的・持続的な社

会的課題解決事業を行う。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知を行う。また、市民活動に関する情報の提供を行うため、内閣府NPOホームページやポータルサイト等の改善を行う。さらに、活力あふれる共助社会づくりの推進に向けて、「共助社会づくり懇談会」において引き続き議論を行うとともに、NPOやソーシャルビジネス等の共助社会の担い手について調査を行う。

さらに、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを育成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施する。平成26年度は、高齢者関連分野の日本青年9名をデンマークに派遣するとともに、デンマーク、ニュージーランド及びドイツから高齢者関連分野の青年リーダー13名を招へいし、それぞれ日本青年と各国青年リーダーとの意見交換や高齢者関係施設の訪問などを行う。

(2) 学習活動の促進

ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備

教育基本法、社会教育法など生涯学習の理念・推進等を定める関係法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進める。

(ア) 生涯学習の基盤の整備

「全国生涯学習ネットワークフォーラム」を開催し、行政や大学等の教育機関、生涯学習に関するNPOなどの民間団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり・社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を発信するとともに、継続的な取組が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者等のネットワーク化を図る。

また、都道府県及び市町村における社会教育行政の充実に資するため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

(イ) 学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う評価の取組の普及に向けた支援を行うとともに、人材認証制度など学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みについて検討する。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、科目等履修制度などを利用し大学等の単位を修得した短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対し、審査の上、「学士」の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の提供

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

学校教育においては、生涯にわたって自ら学び、社会に参画するための基盤となる能力や態度を育むこととしている。このような観点から、学習指導要領では、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・

中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図っている。

さらに、学校教育における体験活動の充実を図るため「健全育成のための体験活動推進事業」において、小・中・高等学校が実施するボランティアや高齢者との世代間交流などの児童生徒の健全育成を目的とした宿泊体験活動の取組を行う自治体を支援する。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供することを促進する。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送などの身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒の学習・生活の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き、地方公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの転用を図れるよう、取組

を支援していく。

ウ 社会における多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。

また、地域におけるきずなづくりや地域コミュニティの再生のため、高齢化問題等の地域の様々な現代的課題について、公民館等を中心に様々な主体が連携・協働して解決を図る取組を支援する。

(イ) 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。

(ウ) スポーツ活動の振興

「高齢者の体力づくり支援事業」を実施するとともに、「体育の日」を中心とした体力テストやスポーツ行事の実施等、各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

(エ) 自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動イベント等の情報をインターネット等を通じて提供する。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動

に対する支援を実施する。

(オ) 消費者教育の取組の促進

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月閣議決定）の「今後検討すべき課題」等について、消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で検討し、27年2月に取りまとめることとしており、消費者教育に関する取組を更に推進する。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

4 生活環境等分野に係る基本的施策

(1) 豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（平成23年3月閣議決定）に掲げた目標（〔1〕安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、〔2〕住宅の適正な管理及び再生、〔3〕多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化

支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行う。

また、住宅ローン控除等の税制上の措置により、引き続き良質な住宅の取得を促進する。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。

イ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

売買時点の中古住宅の状態を把握するための現況検査に対する消費者等の信頼の確保と円滑な普及、安心してリフォーム工事を依頼することができる市場環境の整備を図るとともに、かし担保責任保険の充実などの施策を推進する。

長期優良住宅化リフォーム推進事業により、劣化対策・省エネ改修等を総合的に実施するリフォームについて支援を行い、住宅ストックの質の向上や長寿命化を図る。

(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅へ

の住み替え等を促進する。

また、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。

さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金について、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関のリバースモーゲージの推進を支援する。

ウ 高齢者の居住の安定確保

(ア) 良質な高齢者向け住まいの供給

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

さらに、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを構築するため、地方公共団体との連携を図りつつ、増加傾向にある民間賃貸住宅の空家をリフォームし、子育て世帯・障害者世帯等の住宅確保要配慮者向けに適切な契約・管理の下で賃貸する事業について支援を行う。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、利用者を保護する観点から、前払金の返還方法や権利金の受領禁止の規定の適切な運用を引き続き支援する。

(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を展開する。住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証

券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援する。

また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

(ウ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、原則として、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、中高層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。

(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを支援していく。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を

実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組に対して補助を行う。

(カ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向公営住宅の供給を行う。また、地域の実情に応じて、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

(キ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う相談・情報提供等に対する支援を行う。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー法に基づく基本構想の作成を市町村に働きかけると

ともに、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

高齢化の進行や人口減少等の社会構造変化や環境等に配慮したまちづくりを進めることが不可欠であるとの観点から、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」を実現するため、「環境未来都市」構想の推進を支援する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を促進する。このための推進方策として、鉄道駅等旅客ターミナルのバリアフリー化、ノンステップバス、福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施する。

移動の障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題となっており、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。

高齢歩行者等の安全を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③道路の無電柱化、④立体横断施設へのエレベーターや傾斜路の設置、⑤歩行者用案内標識の設置、⑥歩行者等を優先する道路構造の整備、⑦自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑧生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑨高齢者等の道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機の整備、⑩歩車分離式信号の運用、⑪見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、⑫信号灯器のLED（発光ダ

イオード）化を実施する。

また、生活道路において、区域を設定して最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行う「ゾーン30」の整備を推進する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などところにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施する。高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリア、高齢運転者等専用駐車区間の整備等、道路交通環境の整備を実施する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進する。

ユニバーサル社会に向けて、高齢者や障害者を始め、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進するため、外部有識者を含めた勉強会を通じて、バリアフリー経路案内及びハザードマップとの連携等にも活用できるICT（情報通信技術）による歩行者移動支援を推進する。平成26年度は、導入を検討する複数の地域間で共同利用可能なモジュール型ソフトの試作等によりコスト縮減等を図るとともに、視覚障害者サービス向けの高度な技術や災害時での活用可能性を整理することにより、歩行者移動支援の普及・活用の推進を図る。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保や窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化等、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。

社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進する。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

平成25年中の交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は半数以上となっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成23年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第9次交通安全基本計画」（計画期間：平成23～27年度）等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導、④シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を

対象とした交通安全教育、⑤高齢運転者対策等の交通安全対策を実施する。

また、高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故を減少させるため、高齢者による高齢者のための交通安全教育を実施することで、受講者の共感・理解が一層促進されることが考えられることから、高齢者を交通安全教育のためのシニア・リーダーとして育成する歩行者・自転車乗用者の交通安全教育のためのシニア・リーダー育成モデル事業を行う。

さらに、歩行中及び自転車乗車中の交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、高齢者、歩行者、自転車事故の削減に向けて、歩行者、自転車事故が多発する交差点等での対策の重点化や、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間の整備を図る。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

(ア) 犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進する。

オレオレ詐欺、還付金等詐欺、未公開株・社債等の取引を装う詐欺等に重点指向した取締活動を強化するとともに、高齢者への複線的な広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進する。このほか、東日本大震災に絡み、震災に便乗した詐欺が依然として発生していることから、引き続き注意を呼び掛けるとともに、取締活動を推進する。

さらに、高齢者をねらう悪質商法等の取締りを推進するとともに、口座凍結等の被害拡大防

止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発及び悪質商法等に関する相談活動を行う。また、被害者や被害者になり得る者等が登録されたいわゆる「闇の名簿」（犯行グループが利用している被害者や被害者になり得る者等が登録された名簿）を、捜査の過程で警察が入手した際はこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したオペレーターがこれを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施する。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等を確保できる体制を整備・強化する必要があることから、平成25年度に引き続き、市町村において地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する研修や後見活動が行われるよう支援していく。

（イ）人権侵害からの保護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」に基づき、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、平成25年度に引き続き必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っていく。

法務局・地方法務局等において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。平成26年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入

所者等及び家族が気軽に相談できるよう、特設相談所を開設するほか、全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、電話相談の受付時間を延長するとともに、休日も相談に応じるなど、相談体制を強化する予定である。

（ウ）悪徳商法からの保護

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者等）を見守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等を推進する。

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体・行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルの情報共有や、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を図る。

また、引き続き全国各地からの要請を元に「消費者問題出前講座」を実施するほか、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信する。

加えて、高齢者の悪質商法による被害を防ぐための新しい機器等の活用のガイドラインを昨年度に取りまとめたことを踏まえ、地方自治体に対して、活用等を普及啓発する。

消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害の回復を容易にするため、特定適格消費者団体が消費者に代わって損害賠償等の請求に関する訴訟を提起することができるようにするための「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号、平成26年12月11日公布）の施行（公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日）に向けた準備（政

令、内閣府令、ガイドラインの策定の作業)及び制度の周知活動を引き続き行う。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」(昭和24年法律第193号)及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進める。また、土砂災害防止対策基本指針に基づき災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン」(平成19年4月)(国土交通省砂防部)により市町村の警戒避難体制の準備が円滑に行えるように引き続き支援を行っていく。あわせて、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められた区域)における災害時要援護者関連施設の建築の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、基礎調査や区域指定の促進等に関する支援を引き続き行っていく。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点に地域が一体となって、住宅用火災警報器等の設置対策や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進するとともに、「敬老の

日に「火の用心」の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を行っていく。

また、高齢者が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備・機器等の導入・普及方策等の検討を進める。

このため、火災警報を高齢者・障害者に的確に伝える装置の円滑な導入に向けて、平成25年度に実施した光による警報装置の調査検討事業の結果をもとに、光による警報装置の設置や維持に係る基準について検討を行う。

避難行動要支援者の避難支援対策について市町村における取組状況を調査するとともに、先進的取組事例を紹介するなどして、市町村の取組を促進する。

災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)との連携を含め、防災行政無線による放送(音声)や携帯メール等による文字情報等の種々の方法を組み合わせ、災害情報伝達手段の多様化を推進する。

山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施する。

平成25年度における、災害対策基本法の改正、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直し、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定等を踏まえた地方公共団体の取組が徹底されるよう、制度運用を行っていくために必要な調査等を行う。また、応急期の避難所における要配慮者の生活環

境の整備も促進する。

エ 東日本大震災への対応

東日本大震災に対応して、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」等を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づき実施される、①小規模の特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点の整備等や、②長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート拠点（応急仮設住宅での総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供）の整備等に係る事業に対して財政支援を行う。

あわせて、介護保険において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）に指定された4つの区域等をいう。平成26年度に指定が解除された区域を含む。）及び上位所得者層を除く旧緊急時避難準備区域等（旧緊急時避難準備区域、25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の2つの区域等をいう。）の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続する。なお、旧緊急時避難準備区域等の住民のうち相応の負担能力を有する上位所得層の住民については、利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を26年9月末まで実施することとしており、保険者の判断により、26年10月以降も利用者負担等の減免措置を行った場合は、特別調整交付金を活用して、財政の負担が著しい場合に減

免額の一定の額について財政支援を行う。

日本司法支援センター（法テラス）では、震災に起因する法的トラブルを抱え、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、震災以降の取組を継続し、「震災法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）や被災地出張所における業務の適切な運用を行うなど、生活再建に役立つ法制度などの情報提供及び民事法律扶助を実施する。また、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年4月1日施行）に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施する。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園を始めとした都市公園等の計画的な整備を推進する。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場を提供する役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）を踏まえ、農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりや活動を支援する施設等を整備する。

農山村地域においては、集落が市町村、NPO法人等多様な主体と連携を行い、農山漁村の持つ豊かな自然と「食」を健康等に活用する取組を支援するとともに、福祉、教育、観光等と連携した都市と農山漁村との共生・対流に関する取組については、重点的に支援する。

また、社会福祉法人等が高齢者のデイサービスの一環として利用する農園の整備や、高齢者を対象とした生きがい農園の整備を実施する。

さらに、生産現場の構造改革を加速化するため、人・農地プランの見直しや新規就農者の定着のための経営・技術指導等を進める地域連携推進員として、リタイヤした高齢農業者のノウハウを積極的に活用する。

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、地域ぐるみでの農作業安全活動を実践する体制の整備を促進するとともに、高齢農業者の安全意識を効果的に高める啓発方法の検討及び農作業安全の全国運動を実施する。

加えて、「水産基本法」（平成13年法律第89号）に基づき策定された「水産基本計画」（平成24年3月閣議決定）を踏まえ、高齢者に配慮した浮棧橋や屋根付き岸壁等の施設整備を実施する。

5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策

(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化

ア 医療・介護・健康関連産業の強化

医療機関と民間事業者が連携して、公的保険外の予防・健康管理サービスなどを提供する「健康寿命延伸産業」の創出に向けて、事業環境の整備（グレーゾーン（新事業に係る関連規制の適用有無が不明確な領域の解消等）、企業による健康投資の促進、健康関連商品・サービスの品質評価などの主な課題について、基盤整備や事業化の推進を行う。

イ 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化

医療・介護従事者不足や医師の診療科偏在・地域偏在の課題等の解決のための取組として、平成26年度も引き続き、地域医療支援センターの拡充、チーム医療の推進等を行っていく。医学部入学定員については、20年度から段階的に増員を行ってきているが、26年度も28人の増員を行う（20年度からの増員は累計1,444人）。病床に応じた医療資源の投入を行い、効率的・効果的な質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制の構築に向けた取組を進める。

さらに、地域包括ケアの推進等により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制整備を目指して、引き続き在宅での医療と介護の連携の推進など、制度、報酬及び予算面から包括的に取組を行う。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

平成26年度においても、地域主導による地

域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図っていく。そのため、介護関係者のみならず、医療関係者や地域住民などの多職種で高齢者の支援方針や地域課題の解決に向けた検討を行う「地域ケア会議」の取組や、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築していく。

新たなシニア向けサービスの需要の創造、高齢者の起業や雇用の促進、高齢者が有する技術・知識等の次世代への継承等の好循環を可能とする環境を整備していく。

(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

ア 医療関連分野におけるイノベーションの推進

国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備する。また、我が国のものづくり力を活かし、世界に先駆けて我が国発の革新的医薬品・医療機器を開発するとともに再生医療を推進し、医療関連分野におけるイノベーションを一体的に推進する。これにより、健康長寿社会の実現と我が国の経済成長の実現、積極的な海外市場への展開を目指す。

また、我が国のバイオ医薬品の国際競争力を強化するため、我が国の強みであるケミカルバイオロジー、計算科学、糖鎖工学等を融合し、細胞内標的を創薬ターゲットとする技術等、世界初の次世代バイオ医薬品の創出基盤技術開発を支援する。

イ 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の介護予防や健康保持等に向けた取組

を一層推進するため、要介護状態になる大きな要因である認知症、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行う。

がん対策については、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月閣議決定。以下「基本計画」という。）に掲げられた3つの全体目標（「がんによる死亡者の減少」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」）の達成のため、「放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」、「がん登録の推進」、「働く世代や小児へのがん対策の充実」等の課題について総合的かつ計画的に取り組んでいく。がん研究についても、基本計画に基づき策定される、新たながん研究戦略に基づくがん研究を実施する。基本計画に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資することを目的とした調査研究等に加えて、がんの新たな予防法・早期発見手法の実用化、新規薬剤・医療機器開発、標準治療の開発等を目指した研究を強力に推進する。特に、小児がんや高齢者のがん、難治性がん、希少がん等、ライフステージや個々の特性に着目したがん研究を強力に推進することによりライフステージ別のニーズに応じたがん医療の提供を目指す。

また、がん・認知症の早期診断・治療薬開発に資する分子イメージング技術の実証に向けた研究等を行うとともに、次世代のがん医療の実現に向けて、革新的な基礎研究の成果を厳選し、診断・治療薬の治験等に利用可能な化合物等の研究を推進する。さらに、こうした成果も活用しつつ、個人に最適な医療の実現に向けた

取組を引き続き推進する。

ロボット技術、再生医療、IT等を応用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置など、日本発の、国際競争力の高い革新的医療機器・システムを開発・実用化を行う。また、ものづくり中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場の課題に応える医療機器の開発・実用化を推進し、医工連携支援機能を整備するとともに、支援機関の連携体制を構築する。

ウ 高齢者の自立・支援等のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う。

福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発の支援等を行う。

その一環として、高齢者の生活支援・社会参加拡大などに寄与するため、日常生活における行動・コミュニケーション支援において必要となる簡単な動作や方向、感情などを強く念じた際に生じる脳からの信号を利用し、移動支援機器やコミュニケーション支援機器などに伝えることを日常的に可能とする技術の研究開発を引き続き推進する。

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。

また、民間企業等が行う高齢者や介護従事者等の現場のニーズに応えるロボット技術の研究

開発を引き続き支援する。

さらに、開発の早い段階から介護現場のニーズを伝達し、試作機器について介護現場での実証（モニター調査・評価）等を行い、介護ロボットの実用化を支援する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行う。

また、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）やITSスポット等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発及びサービス展開を実施する。

オ 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

（ア）政策研究調査

65歳以上の高齢者が今後さらに増加することが見込まれる中で、一人暮らし高齢者の意識や現状を把握し、一人暮らし高齢者への支援、地域コミュニティの再構築等を推進するための方策を検討する「政策研究調査」を実施する。

（イ）高齢社会対策総合調査・研究等

高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定して高齢者の意識やその変化を把握するため、平成26年度は、「高齢者の日常生活に関する意識調査」を実施する。

また、高齢者等の安全・安心な生活の実現の

ために、独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において、研究者と関与者との協働による社会実験を含んだ、高齢社会の問題解決に資する研究開発を推進する。

（ウ）中高年齢層の歩行中死亡事故抑止のための段階的教育手法に係る調査研究

交通事故死者数のうち横断歩行中死者の特徴を見ると、年齢層別では50歳代から死亡者数が増加の一途をたどり、70歳代半ばから急激に増加することから、よりきめ細かな交通安全教育に資するため、横断行動について年齢層別の特徴等を把握・分析する調査研究を実施する。

（エ）高齢者講習の在り方に関する調査研究

平成25年度及び26年度の2か年で実施する高齢者講習の在り方に関する調査研究において、26年度は、25年度の結果を踏まえ、高齢者講習のカリキュラム内容の検討を行うとともに、その試行実施等を行い、高齢者講習の合理化及び講習内容の更なる充実（高度化）に向けた方策について検討を行う。

（オ）視野と安全運転の関係に関する調査研究

平成25年度及び26年度の2か年で実施する視野と安全運転の関係に関する調査研究において、25年度の結果を踏まえ、視野データの採取並びに視野及び事故・違反状況の関係調査を行い、安全な運転に影響を与える視野の程度及び視野検査の具体的な方法についての検討を行う。

6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策

（1）全員参加型社会の推進

ア 若年者雇用対策の推進

新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、ハローワークにおけるフリーター等に対する正規雇用の実現に向けた支援を行うことにより、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、若者の雇用対策を推進する。

（ア）大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

新卒応援ハローワークにおいて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすること等の促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化するとともに、詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大・情報発信の強化を図る。

（イ）フリーター等の正規雇用化の推進

フリーターなどの正規雇用化のための支援拠点として、わかものハローワーク等を充実し、民間の活力も活用しつつ、セミナー等の開催や求職者支援制度の活用等を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供する。

また、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化として、わかものハローワーク等への「在職者向け相談窓口」の設置等を行い、相談体制を強化する。

さらに、職業経験、技能、知識から安定的な就職が困難なフリーター等について、原則3か月間試行的に雇用し、その後の常用雇用への移行を図る「トライアル雇用奨励金」の活用を推

進する。

イ 雇用・就業における女性の能力発揮

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）に沿った男女均等取扱いが徹底されるよう周知啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。なお、平成26年7月から施行される改正男女雇用均等法施行規則等について改正内容の周知徹底を図る。

また、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）について、企業が具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行い、その一層の促進を図る。具体的には、企業のポジティブ・アクションの取組やポジティブ・アクション情報ポータルサイトを活用した女性の活躍状況の情報開示についての個別の企業に対する働きかけを実施するとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業を支援するための助成措置の創設、「均等・両立推進企業表彰」、経営者団体と連携した「女性の活躍推進協議会」の開催等を実施する。

男女労働者間の格差について企業内での実態把握や気づきを促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」や「業種別『見える化』支援ツール」の作成・普及により、ポジティブ・アクションの具体的な取組を支援するとともに、メンター制度やロールモデルの普及促進により、女性労働者が就業を

継続していけるような環境づくりを支援する。

このほか、個別企業の女性の活躍状況等を内閣府ホームページに掲載することにより、企業における女性の活躍促進を図る。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農業経営や6次産業化の取組等において女性の更なる活躍を推進するため、補助事業の実施に当たって、プランづくりへの女性の参画や女性による事業活用の促進等、女性の能力発揮を促進する施策を実施する。

女性の活用に積極的な企業を表彰することで、そのような企業のすそ野を広げるため、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定する。また、女性を始めとした、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を選定し、「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰する。

ウ 非正規雇用労働者対策の推進

非正規雇用対策については、非正規雇用の労働者の雇用の安定や処遇の改善を図るため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、企業内でのキャリアアップを支援するための総合的な対策を推進していく。

また、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略を受けて、職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集、周知・啓発を行うとともに、「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会」において、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について、26年度中のできるだけ早期に取りまとめる。

あわせて、派遣労働者、有期契約労働者及び

パートタイム労働者といった非正規雇用の態様ごとの法制面での対応として、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、労働者派遣法の改正法案が成立した場合には、その内容の周知等を図り円滑な施行に取り組むとともに、有期契約労働者については、改正労働契約法（平成25年4月全面施行）の周知等を行う。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく指導、専門家による相談・援助、職務分析・職務評価の導入支援、助成金の活用による支援等を行うとともに、改正パート法の内容の周知徹底を図るなど、円滑な施行に取り組む。

エ 子育て支援施策の総合的推進

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に基づき、総合的な子育て支援を推進していく。

子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度（以下、「新制度」という。）は、早ければ27年4月に施行となる予定である。26年度には新制度への円滑な移行を図るため、待機児童が多い市町村等において「保育緊急確保事業」を実施する。

高齢社会対策関係予算分野別総括表（平成25年度、26年度）

事 項	平成25年度当初予算額	平成26年度予算案	対前年度増△減額
	百万円	百万円	百万円
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	10,914,240 (46,084,387) (—)	11,222,783 (47,105,843) (—)	308,543 (1,021,457) (—)
(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進	9,050 (219,054) (—)	9,376 (230,390) (—)	327 (11,335) (—)
(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮	156 (339,596) (0)	71 (378,450) (0)	△ 85 (38,854) (0)
(3) 公的年金制度の安定的運営	10,904,582 (45,517,266) (0)	11,212,857 (46,488,436) (0)	308,276 (971,170) (0)
(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援	453 (8,470) (0)	479 (8,567) (0)	26 (97) (0)
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	8,026,724 (4,867) (0)	8,362,756 (5,661) (0)	336,253 (794) (0)
(1) 健康づくりの総合的推進	12,114 (0) (0)	11,440 (0) (0)	△ 673 (0) (0)
(2) 介護保険制度の着実な実施	2,563,631 (0) (0)	2,701,112 (0) (0)	137,481 (0) (0)
(3) 介護サービスの充実	5,240 (4,867) (0)	4,672 (5,661) (0)	△ 568 (794) (0)
(4) 高齢者医療制度の改革	5,445,739 (0) (0)	5,645,523 (0) (0)	199,784 (0) (0)
(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	— (0) (0)	9 (0) (0)	— (0) (0)
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	11,601 (0) (0)	11,349 (0) (0)	△ 252 (0) (0)
(1) 社会参加活動の促進	3,594 (0) (0)	3,451 (0) (0)	△ 143 (0) (0)
(2) 学習活動の促進	8,007 (0) (0)	7,898 (0) (0)	△ 109 (0) (0)
4 生活環境等分野に係る基本的施策	3,604 (215) (—)	2,338 (—) (—)	△ 1,266 (—) (—)
(1) 豊かで安定した住生活の確保	— (—) (—)	40 (—) (—)	— (—) (—)
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	3,079 (215) (0)	1,855 (—) (0)	△ 1,224 (—) (0)
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	229 (—) (0)	97 (0) (0)	△ 132 (—) (0)
(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成	296 (—) (0)	346 (0) (0)	50 (—) (0)
5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	26,705 (3,936) (0)	37,501 (3,343) (0)	10,796 (△ 593) (0)
(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化	712 (0) (0)	1,040 (0) (0)	328 (0) (0)
(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備	25,993 (3,936) (0)	36,461 (3,343) (0)	10,467 (△ 593) (0)
6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	14,255 (1,479,190) (0)	36,554 (1,480,746) (0)	22,299 (1,556) (0)
(1) 全員参加型社会の推進	14,255 (1,479,190) (0)	36,554 (1,480,746) (0)	22,299 (1,556) (0)
総 計	18,997,129 (47,572,595) (—)	19,673,281 (48,595,593) (—)	676,152 (1,022,998) (—)

高齢社会対策関係予算分野別総括表（平成24年度）

事 項	平成24年度当初予算額	平成24年度決算額
	百万円	百万円
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	8,510,000	10,751,022
	(46,079,456)	(44,005,341)
	(—)	(0)
(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進	9,250	9,058
	(240,135)	(208,166)
	(—)	(0)
(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮	124	101
	(266,436)	(260,034)
	(0)	(0)
(3) 公的年金制度の安定的運営	8,500,178	10,741,441
	(45,564,474)	(43,528,949)
	(0)	(0)
(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援	448	422
	(8,410)	(8,192)
	(0)	(0)
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	7,607,617	7,664,543
	(7,824)	(7,713)
	(0)	(0)
(1) 健康づくりの総合的推進	12,061	80,300
	(0)	(0)
	(0)	(0)
(2) 介護保険制度の着実な実施	2,414,986	2,407,915
	(0)	(0)
	(0)	(0)
(3) 介護サービスの充実	5,856	10,874
	(6,776)	(6,786)
	(0)	(0)
(4) 高齢者医療制度の改革	5,174,715	5,165,454
	(1,048)	(927)
	(0)	(0)
(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	—	—
	(0)	(0)
	(0)	(0)
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	11,830	11,492
	(—)	(—)
(1) 社会参加活動の促進	3,240	3,162
	(—)	(—)
	(—)	(0)
(2) 学習活動の促進	8,589	8,330
	(0)	(0)
	(0)	(0)
4 生活環境等分野に係る基本的施策	7,013	3,671
	(101)	(82)
	(—)	(—)
(1) 豊かで安定した住生活の確保	—	—
	(—)	(0)
	(—)	(—)
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	6,397	3,415
	(—)	(—)
	(0)	(—)
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	392	36
	(14)	(—)
	(0)	(0)
(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成	223	220
	(87)	(82)
	(0)	(0)
5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	29,588	30,957
	(5,607)	(1,738)
	(0)	(—)
(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化	700	0
	(0)	(0)
	(0)	(0)
(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備	28,888	30,957
	(5,607)	(1,738)
	(0)	(0)
6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	8,617	8,639
	(1,491,564)	(1,518,624)
	(0)	(0)
(1) 全員参加型社会の推進	8,617	8,639
	(1,491,564)	(1,518,624)
	(0)	(0)
総 計	16,174,665	18,470,324
	(47,584,552)	(45,533,498)
	(—)	(—)

(注1) 本予算は、「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)の重点課題別項目に従い、一般会計、財政投融资及び特別会計について整理している。
(注2) 予算額における数字のみの記載は一般会計、()内は特別会計、()内は財政投融资を示す。
(注3) 高齢社会対策分の予算額、決算額が特掲できないものについては、「-」として表示している。